

【表紙】

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                |
| 【提出先】      | 近畿財務局長                               |
| 【提出日】      | 2022年5月24日                           |
| 【会社名】      | 株式会社瑞光                               |
| 【英訳名】      | ZUIKO CORPORATION                    |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 梅林 豊志                        |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪府茨木市彩都はなだ 2 丁目 1 番 2 号             |
| 【電話番号】     | (072)648-2215 (代表)                   |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役経営戦略部長 浅田 哲弘                      |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪府茨木市彩都はなだ 2 丁目 1 番 2 号             |
| 【電話番号】     | (072)648-2215 (代表)                   |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役経営戦略部長 浅田 哲弘                      |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

## 1【提出理由】

2022年5月17日開催の当社第59回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年5月17日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項及びその総額

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額262,893,120円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月18日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の現状の事業内容や今後の事業展開を踏まえ、事業目的について変更を行うものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

梅林 豊志、徐 毅、和田 昇、浅田 哲弘、日置 政克、及び佐々木 道夫を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項   | 賛成（個）   | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|--------|---------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案  | 236,009 | 201   | -     | （注）1 | 可決 96.11       |
| 第2号議案  | 235,961 | 249   | -     | （注）2 | 可決 96.09       |
| 第3号議案  |         |       |       |      |                |
| 梅林 豊志  | 235,736 | 474   | -     | （注）3 | 可決 96.00       |
| 徐 毅    | 235,719 | 491   | -     |      | 可決 95.99       |
| 和田 昇   | 235,926 | 284   | -     |      | 可決 96.08       |
| 浅田 哲弘  | 235,687 | 523   | -     |      | 可決 95.98       |
| 日置 政克  | 232,760 | 3,450 | -     |      | 可決 94.79       |
| 佐々木 道夫 | 235,939 | 271   | -     |      | 可決 96.08       |

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上